

令和3年度第3回岡崎市都市計画審議会議事録

- 1 会議の日時 令和3年10月11日(月) 午後3時
- 2 会議の場所 岡崎市役所 分館2階 202号室
- 3 会議の議題
(1) 第3号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について(付議)」
- 4 会議に出席した議員(14名)
学識経験者 松本 幸正
学識経験者 宇野 勇治(WEB会議システム)
学識経験者 宮崎 幸恵(WEB会議システム)
学識経験者 鶴田 佳子(WEB会議システム)
学識経験者 羽根田 正志
岡崎市議会議員 廣重 敦(WEB会議システム)
岡崎市議会議員 近藤 敏浩
岡崎市議会議員 畑尻 宣長
岡崎市議会議員 鈴木 英樹
岡崎市議会議員 蜂須賀 喜久好
愛知県岡崎警察署長(代理)交通課長 稲吉 昌志
愛知県西三河建設事務所長(代理) 杉山 謙
市の住民 片桐 政勝(WEB会議システム)
市の住民 伊藤 佳子(WEB会議システム)
- 5 説明者
都市政策部都市計画課長 吉居 誉治
- 6 議事録署名委員の指名
議長(松本会長)が岡崎市都市計画審議会運営規定第9条第1項の規定により、鶴田委員及び廣重委員を議事録署名委員に指名した。
- 7 傍聴及び会議の公開の可否に関する確認
本日の会議について、事務局(都市計画課総務係係長)から、岡崎市都市計画審議会運営規定及び岡崎市情報公開条例における会議の公開に関する諸規

定の説明を行うとともに、2名の方から傍聴希望の申込みがあった。本日審議予定の内容は岡崎市情報公開条例第7条に規定する非開示情報を含まないため、会議の議事全部を公開することとした。

8 第3号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について（付議）」（説明）
議長が第3号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（吉居都市計画課長）から説明した。

- (1) 変更理由と内容
- (2) 縦覧状況

9 第3号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について（付議）」（質問）
事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

近藤委員：

生産緑地は、身近な農業の体験の場や災害の防災空間など多様な機能を発揮するグリーンインフラとして、都市における重要な土地利用であるが年々2haずつ減っていると聞いている。そういったなかで新たな申請が他の自治体ではあるとのことだが、岡崎市ではないと聞いている。それに対する考えを聞きたい。

また、今回地積更正で面積が変動してしまい条件から外れてしまうということがあったが、生産緑地の指定要件の中に面積が一団で300㎡以上というのがある。この一団に今回は当たらなかったかと思うが、当たらなかったことの説明を岡崎市ではどういった考えで行っているか。

事務局（都市計画課企画調査1係係長）：

まず、追加指定していないことの理由について、岡崎市は平成4年に生産緑地を市内全域一斉に指定をした。指定の際には、地権者の同意をもとに指定をしているという状況である。過去の記録を見ると、都市計画の決定の時に縦覧等で意見書の提出もなく、近年もないということから追加の要請がなかったため、岡崎市としては積極的に追加の指定は行っていなかった。一方で都市計画運用指針などでは、生産緑地は良好な都市環境の形成のために追加で定めることを検討すべきということで、近年、追加の指定について国の方もより踏み込んだ考え方というかたちに変化してきている。岡崎市としてもこれまでは申し上げたとおり追加の指定の検討を行ってこなかったが、特定生産緑地の指定の後に都市計画マスタープランに基づいて追加の指定について検討していきたいと考えている。

2つ目の300㎡の一団のあり方の理由であるが、資料の12ページの計画図6がある。これの2-526、ちょうど図面の真ん中に黄色く着色しているところは道連れ解除で、いわゆる300㎡を切ってしまったところである。周りにも生産緑地がないという状況であるため、どうしても道連れ解除せざるを得なくなった。岡崎市としては一団の考え方については、生産緑地から150mの範囲というなかで、12m以上の道路などで分断されていない場合であれば、物理的に距離が離れていても一団として組むようにしているところであるが、今回はそれに該当しなかったために道連れ解除になった。

蜂須賀委員：

生産緑地の問題というのは2022年問題としてずっと語られていた内容になる。都市計画審議会においても3年ほど前から多く議案にあがってきた。こうしたなかで、本市も国の方針に合わせてきちんとした制度を持っていこうと議論してきた。岡崎市のなかでも総合計画、そしてこれからの都市機能を維持していくために安全性が重要になっていく。そうしたなかで地震や水害などの自然災害のリスクは顕著になってきているため、都市の現状をどのように維持していくかが重要になってくる。改めて本市の生産緑地の利用のあるべき姿をどのように考えているのか聞きたい。

事務局（都市計画課企画調査1係係長）：

土地利用のあるべき姿については、今回都市計画マスタープランで将来都市構造を示している。そのなかには、鉄道駅周辺や主要なまちといった公共交通の利便性の高いエリアを拠点としたコンパクトなまちづくりを目指すといった集約型都市構造の形成を岡崎市の土地利用のあるべき姿というかたちで大きく示しているということである。生産緑地などの都市農地については、これまでの宅地化すべきものから都市にあるべきものという位置づけが変化しているなかで、市街化区域内の農地についても、委員の方からも自然災害リスクの話があったが、災害時の防災空間の機能や、グリーンインフラとしての多様な機能が生産緑地にも期待されるようになった。本市において生産緑地はこれまではどちらかというと公共用地のタネ地というような考え方が大きかったが、今後はグリーンインフラとしての生産緑地の保全や活用を図っていきたいと考えている。都市計画部門だけではなく農政部門においても、令和3年の3月には岡崎市の農業振興ビジョンのなかに都市農業振興計画を位置づけて、そういうなかで都市の農地の保全を記載している。農政側、都市局側の双方が同じ考えをもって土地利用を考えていきたい。

会長：

都市農地の保全と活用という言葉はよく見るが具体的な施策はあるのか。

事務局（都市計画課企画調査1係係長）：

現在、保全というとはまず特定生産緑地が岡崎市としてはっきり示しているものである。活用というとは先ほどのご質問にあったような、例えば追加の指定だとかがあるのかと思う。機能としては防災機能や地震時の一時的な近隣退避場所の活用だとかそういったことが生産緑地としては考えられる。

会長：

実は保全といっても地権者の意向に強く依存した仕組みであり、なかなか都市計画サイドからの保全という方策はないという感じがしている。それから、活用といった場合には、農業サイドと一緒にやりながら活用していく。例えば、生産緑地などの農地も貸すことができるようになった。借りながら農家じゃない方々が活用するといったことや、市民みんなで使うとか、都市計画だけでやれることではないが、そんなことも考えていかなければいけない。

それから、防災空間としても期待されるが、そもそも地権者の故障等で生産緑地でなくなってしまうと、いくら防災空間としての位置付けをしても活用できない。生産緑地制度の限界ではあると思うが、そういったことも踏まえながら、今後の緑のあり方を岡崎市として進めていただければと思う。

鶴田委員：

一つ目に、今の一連の話に関連すると思うが、先ほどの2-526の道連れ解除の例について、他の自治体だと道連れ解除なのか故障なのかの境界線を示しているところが多いように思うが、例えば緑地の経歴として道連れ解除なのか故障なのかによって今後市の規定でもう一度指定するとなったときに、道連れの方では本来は農地を続けたかったのにとということもあるかと思う。境界線がないとそういう履歴が資料として残らないと思うがその辺りはどうするか。

二つ目に、計画図でいうと1番の7ページの2-293について、道路なので公共施設のためのということで、故障ではなく理由番号②となっていると思うが、周りに全然道路がなく幅員も狭い。今後位置指定道路をとるのかと思ったりするが、その場合私道のままいく場合もあるため、この道路は市が将来的に位置指定道路として整備する道路であるから公共施設となっているのか。この道路がどのような道路なのか説明してほしい。

事務局（都市計画課企画調査1係係長）：

道連れ解除と故障や死亡による解除との区別を台帳上しっかりしているのか、今後の追加指定を見据えたなかで市として把握しながら管理しているのかということかと思う。図面上は道連れ解除と故障等による制限解除が分からないが、台帳上しっかりと管理している。今後、仮に追加指定が出てきた際に周辺の農地も含めて生産緑地を希望されるということがあった場合にはしっかりと対応できるように台帳上管理はしている。

二点目の2-293の一部除外、道路整備についてであるが、こちらはすでに2項道路に指定されており、2項道路に伴うセットバック、それによる道路整備ということである。土地の所有者の方からご寄付をいただいているという状況である。都市計画道路の整備ではない。

会長：

地積更正ということで2-293は道路整備にあたって測量し直して修正が出たということかと思っているが、理由番号4-④のパターンはどのようなタイミングで地積更正が出てくるのか。

もう一点、念のための確認だが、買取申出があるなかで計画に位置付けられて市が本来であれば買い取るべき緑地はあったのかどうか。

事務局（都市計画課企画調査1係係長）：

地積更正については、14ページの計画図8の3-56は生産緑地の一部指定解除というような要件で、その時に全体をぐるっと測ったうえで制限を解除していくということになるため、それにより地積更正が発生し今回記載されている。

二点目の生産緑地が公共用地としてあるべきところで買ったところはないかということだが、今回もなかった。

議長が第3号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案について採決し、全会一致で同意された。

13 その他

事務局（都市計画課総務係係長）から、次回第4回都市計画審議会の開催は12月を予定しており、詳しい日時については後日改めて通知することを説明。

会長が全ての議事日程の終了を告げ、令和3年度第3回都市計画審議会を閉会した。